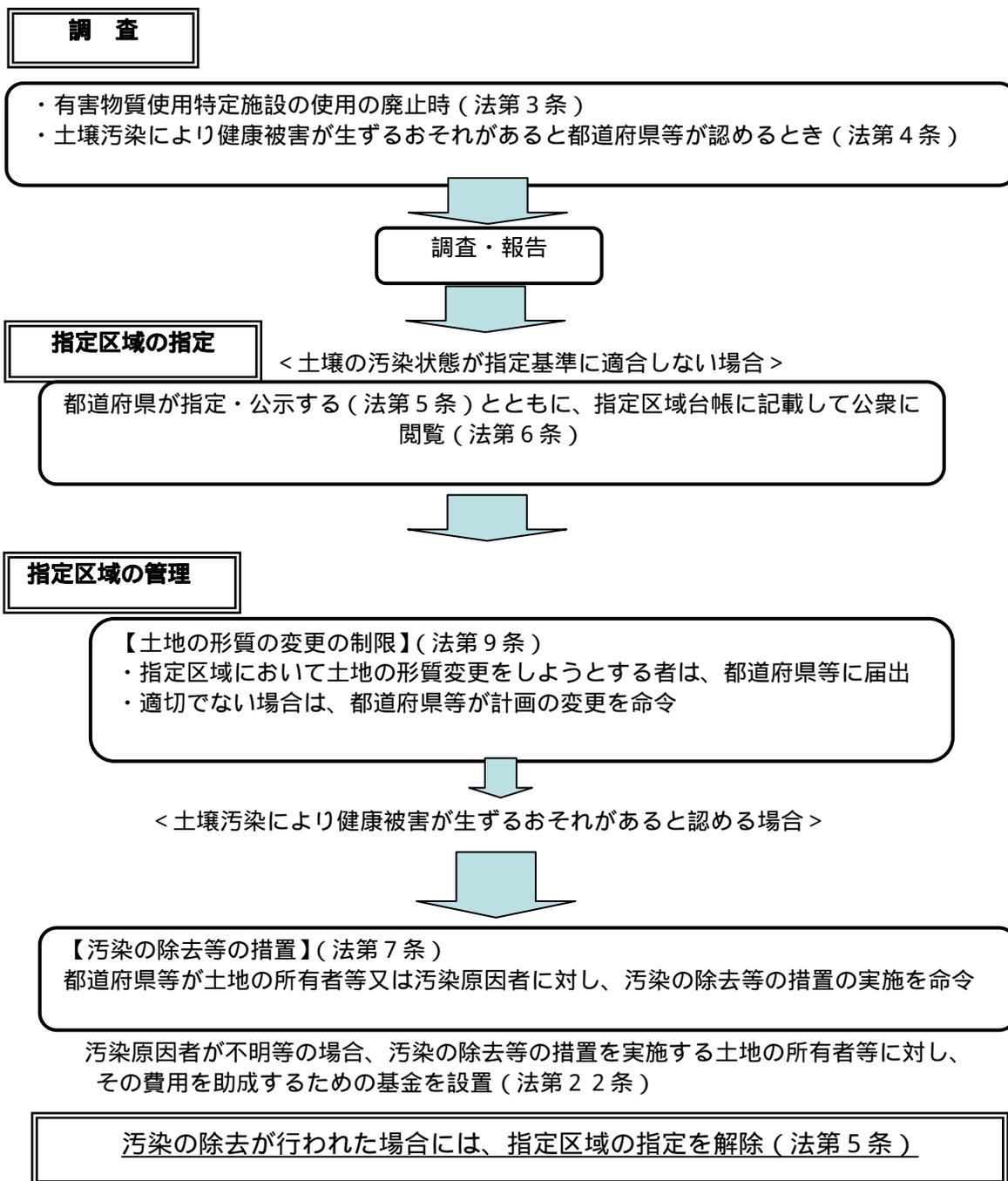


【参考2】土壤汚染対策法の概要

目的

土壤汚染の状況の把握に関する措置及び、その汚染による人への健康被害防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護する。

仕組み



埋設農薬により汚染された周辺土壤が土壤汚染対策法の対象となる場合

土壤汚染対策法（以下「法」という。）においては、法第3条又は第4条に基づく調査により土壤汚染状況調査が行われた結果、指定基準を超過する土壤汚染が判明した場合に、当該土地が指定区域として指定され（法第5条）、土壤汚染の除去等の措置（法第7条）や土地の形質変更に係る規制（法第9条）が課される。

法第3条については、有害物質使用特定施設（法第3条第1項）の廃止時において義務づけられた調査であり、埋設農薬の掘削と直接の関係はないと考えられる。一方、法第4条については、特定有害物質による土壌汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合に、都道府県知事により土地の所有者等に対して調査を行うことを命ぜられるものであり、埋設農薬による土壌汚染についても対象になりうる。具体的には、法において特定有害物質として25物質が規定されており、農薬との関係では、水銀及び砒素に係る土壌汚染には特に留意が必要である。

汚染の除去等の措置

（1）直接摂取によるリスクに係る措置

本措置は土壌含有量基準に適合しない汚染土壌に対して行うものである。

汚染土壌を直接摂取することによるリスクを防止する方法に暴露管理（汚染土壌と人が接触する機会の抑制）、暴露経路遮断（汚染土壌又は汚染土壌中に含まれる特定有害物質の移動の抑制）、土壌汚染の除去（汚染土壌中に含まれる特定有害物質の抽出若しくは分解又は当該土地からの搬出）の3つの方法がある。

直接摂取によるリスクの観点からの措置には以下に示す措置がある。

立入禁止措置【暴露管理】

舗装措置【暴露経路遮断】

盛土措置【暴露経路遮断】

土壌入変措置（指定区域内土壌入変措置、指定区域外土壌入換措置）【暴露経路遮断】

土壌汚染の除去措置（原位置浄化措置、掘削除去措置）【土壌汚染の除去】

（2）地下水等の摂取によるリスクに係る措置

本措置は、土壌溶出量基準に適合しない汚染土壌に対して行う措置である。

地下水等の摂取によるリスクを防止する方法には暴露経路遮断（汚染土壌中に含まれる特定有害物質が周辺の地下水を汚染することの抑制）、土壌汚染の除去（汚染土壌中に含まれる特定有害物質の抽出・分解又は当該土地からの搬出）の2つの方法がある。また、地下水汚染がまだ生じていないときに講ずべき措置である「地下水の水質の測定（モニタリング）」は、間接的にみれば土壌汚染に起因する地下水汚染の摂取を抑制する手法であり、暴露管理に相当するといえる。

地下水等の摂取によるリスクの観点からの措置には以下に示す措置がある。

地下水の水質の測定措置【暴露管理】

原位置不溶化措置【暴露経路遮断】

不溶化埋め戻し措置【暴露経路遮断】

原位置封じ込め措置【暴露経路遮断】

遮水工封じ込め措置【暴露経路遮断】

遮断工封じ込め措置【暴露経路遮断】

土壌汚染の除去措置（原位置浄化措置、掘削除去措置）【土壌汚染の除去】